

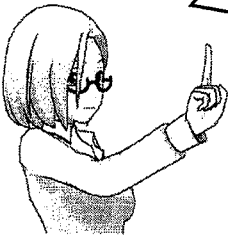


「ILO 三次勧告を読み解く」シリーズ④

**ILOも「早期解決を求めている」って聞いたけど
三次勧告に直接的に書かれているの？**



三次勧告で直接的に言及されているわけではありません。ただし、今回の三次勧告に関してILOが通常の手続きとは違う、非常に「急いだ」手続きを行った点が注目されるべきなのです。



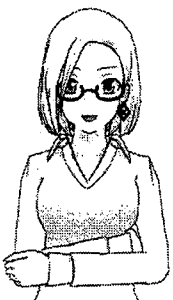
**直接的には、書かれていないんだ…。
じゃあ、その「急いだ」って、どういうこと？**



ILOが、政府側委員会、経営者委員会、そして労働者委員会の3者の合意に基づいて勧告を行うことは以前ご紹介した通りです。

ですから、ILO勧告（フォローアップ見解）は、労働者側から出された「追加情報」だけでなく、政府側、使用者側の三者の意見が揃った所で行われるのが通常の流れとなっています。

ところが今回は、JFUとCCUからの「追加情報」が出された段階で第三次勧告が出され、その後に政府側に見解を求めるといった異例の手続きとなっているのです。



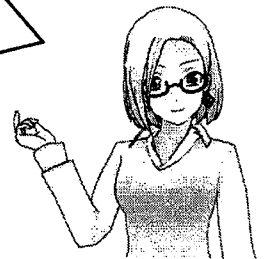
《通常の手続きをすっ飛ばしてでも迅速な三次勧告に踏み切ったILOの意志》

2015年2月5日には整理解雇裁判の原告敗訴の最高裁決定が、一方では2015年6月18日に管財人の不当労働行為を断罪する会社敗訴の高裁判決（2016年9月23日に最高裁で確定）が出されています。そのような流れの中で2015年9月に示されたILO第三次勧告は次の様に述べています。

『ILO結社の自由委員会は、2015年3月～4月に政府が国会で本争議解決に向けての労使交渉を求める発言を行ったことと、JALの不当労働行為についての東京高裁2015年6月18日判決に言及した乗員組合から追加情報に留意する。ILO結社の自由委員会は、これらに関する日本政府の見解を求める。』

このように、JFUとCCUから追加報告が挙げられたということに注目し、三次勧告が出された後に政府に対して、この勧告に対する見解を求めるという流れとなっています。これは通常ではあまりない異例の手続きです。

JFUとCCUの代表団がジュネーブのILOを訪問し要請を行った折、ILO高官からは、“今や、労使双方にとって早期解決することが非常に重要である”との見解が示されました。三次勧告は、その見解が具体化されたものなのです。

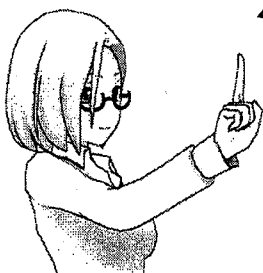


《実質的な解決手段を得るためには早期の判断が不可欠》

解雇が強行されて以来、6年間以上が経過し、被解雇者の年齢等の問題もあり、いわゆる「現職復帰」という解決策を全員に適用することは難しい状況となりました。また、会社は整理解雇裁判の確定判決があるという理由で、問題解決は「難しい」という立場です。そのような状況下では、労使交渉によって、具体的、実質的な解決策を模索していく以外に解決の方法はありません。そして、組合としての解決策を示したものが統一要求です。

会社は統一要求を「解雇撤回要求と変わらない」として回答を拒否しています。

しかし、ILOからは“統一要求の内容は大変に的確であり、会社が組合から解決に向けての多くの選択肢が与えられた要求である”との高い評価を受けています。



会社がこれからも「問題解決のための意義ある対話」を拒否し続けた場合、ILOがその威信にかけて、さらなる勧告やアシスタンスを行う可能性が高まります。

しかし、そのような「外圧」によって判断するのではなく、組合の要求に応じて問題解決へ向けた具体的な交渉を自主的に開始し、早期解決することが、会社が行わなければならないことです。